

東京都作業療法士会共催・後援に関する規定

1. この規定は、個人若しくは団体の主催する事業の後援又は共催（以下「後援等」という。）をすることに関し、必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

2. この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)後援 事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(2)共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

3. 本士会が後援等を行うことができる事業は、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1)営利、売名を伴わないものであること。

(2)政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。

(3)主催者の身元（団体の場合は、設置目的及び組織の構成員等）が明確でありかつ、事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。

(4)事業の開催又は開催の場所が公衆衛生及び災害防止について、十分な対策が講じられているものであること。

(5)入場料、出品料又は参加料等が高額でないこと。

(6)その他事業が公共の福祉の増進に寄与するものであること。

4. 本士会の後援等は、原則として当該事業について後援、共催する団体としての名義使用に限り、物的及び財政的援助は、一切行わないものとする。

5. 本士会の後援等を受けようとする個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、後援・共催申請書を以って申請するものとする。

(1)申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類

(2)事業の内容を明らかにする書類

6. 本士会理事は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、後援等を行うことが適当と認めたものについては、後援・共催承諾通知書を、不相当と認めたものについては、後援・共催申請却下通知書を当該申請者に交付するものとする。

7. 主催者は共催を受けた事業が終了した場合、完了報告書を速やかに提出し、理事会の承認を得なければならない。